

令和6年度第3回宮城県内水面漁場管理委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 小野寺 秀也
(2) 発送年月日 令和6年12月12日(木)

委員会の開催

- (1) 日時 令和6年12月20日(金)
(2) 場所 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

議題

議 事

- (1) 会長の互選について
(2) 会長代理の互選について
(3) 委員席次の決定について
(4) 内水面漁場管理委員会の機能と権限について
(5) 第21期委員からの引継ぎ事項について

審議事項

- (1) コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示(案)について
(2) オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流禁止に係る委員会指示(案)について
(3) 宮城県漁業調整規則の改正について

報告事項

令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について

その他

出席委員

会 長	小野寺 秀 也	委 員	眞 壁 一 良
会長代理	高 橋 清 孝	〃	佐々木 宏
委 員	菅 原 はじめ 元	〃	棟 方 有 宗
〃	菅 原 はじめ 元	〃	佐 藤 十 郎
〃	五十嵐 健 志		

欠席委員

委 員 黒 川 優 子

執行部出席者

別紙のとおり

【委員会の概要】

○水産業振興課 武山総括課長補佐

定刻となりましたのでただ今から、令和6年度第3回宮城県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は、9名の委員が出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の御挨拶を水産林政部 中村部長から申し上げます。

○水産林政部 中村部長

(挨拶)

○水産業振興課 武山総括課長補佐

ありがとうございました。それでは議事に入ります前に、この度、第22期宮城県内水面漁場管理委員会の委員に就任されました皆様と県執行部の職員を御紹介させていただきます。

(出席名簿により、第22期内水面漁場管理委員会及び県執行部の職員を紹介)

以上で、第22期宮城県内水面漁場管理委員会委員及び県執行部職員の紹介を終わります。なお、中村部長は所用のため、ここで退席させていただきます。

次に資料の確認をさせていただきます。配布しております資料は、右上に番号を振ってございます。

まず資料1といたしまして議事(4)「内水面漁場管理委員会の機能と権限について」、資料2といたしまして、議事(5)「第21期委員からの引継ぎ事項について」、資料3といたしまして、審議事項(1)「コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示(案)について」、資料4といたしまして、審議事項(2)「オオクチバス、コクチバス、その他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流禁止に係る委員会指示(案)について」、資料5といたしまして審議事項(3)「宮城県漁業調整規則の改正について」、資料6といたしまして報告事項「令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」、以上6種類の資料となっておりますので御確認をお願い致します。

よろしいでしょうか。

【議 事】

○水産業振興課 武山総括課長補佐

それでは議事に入らせていただきます。

本日の委員会は、第22期宮城県内水面漁場管理委員会として初めての開催ですので、審議事項に入ります前に、会長及び会長代理の互選、委員席次の決定を行いたいと思います。

その後、内水面漁場管理委員会の機能と権限および第21期からの引継ぎ事項について御説明させていただきます。

会長及び会長代理の互選と委員席次の決定につきましては、水産林政部 長谷川副部

長を仮議長として進行したいと思いますが、いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○水産業振興課 武山総括課長補佐

ありがとうございます。それでは長谷川副部長お願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

では暫時の間、仮議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料の3の議事の「(1) 会長の互選について」、「(2) が会長代理の互選について」とございますが、この2件は関連がございますので一括して進めさせていただきますようにお願いいたします。

○各委員

異議なし。

○水産林政部 長谷川副部長

ありがとうございます。では、(1) と (2) につきまして一括して進めることといたします。

では次に互選の方法でございますがいかがいたしましょうか。皆様に御諮りをいたします。

菅原委員どうぞ。

○菅原^{はしめ}元委員

会長および会長代理の互選につきましては、21期までと同様の方法により指名推薦による選出がいいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○水産林政部 長谷川副部長

ありがとうございました。ただいま菅原委員から、指名推薦により選任してはどうかと御提案ございましたが、皆様これについていかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○水産林政部 長谷川副部長

ありがとうございます。異議なしという声があったので互選方法については指名推薦とさせていただきます。

では早速、会長および会長代理の推薦についてお諮りしたいと思います。推薦につい

てどなたかございますでしょうか。

棟方委員どうぞ。

○棟方委員

私は第21期の委員会の会長を務めておられました小野寺委員を会長に、これまでの経験と実績から高橋委員を会長代理に推薦したく存じます。

○水産林政部 長谷川副部長

ありがとうございます。ただいま棟方委員から会長には小野寺秀也委員、会長代理には高橋清孝委員の推薦がございました。その他どなたか推薦はございますでしょうか。眞壁委員、どうぞ。

○眞壁委員

私も、棟方委員が言うような考え方から、会長には小野寺委員、会長代理には高橋委員が適任だと考え推薦します。よろしくお願いします。

○水産林政部 長谷川副部長

ありがとうございます。ただいま棟方委員と眞壁委員から会長には小野寺秀也委員、会長代理には高橋清孝委員の推薦がございましたが、御二方から推薦ございましたので、小野寺秀也委員を会長に高橋清孝委員を会長代理として選任したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

○各委員

異議なし。

○水産林政部 長谷川副部長

ありがとうございます。それでは、会長は小野寺委員、会長代理は高橋委員に決定をいたしたいと思います。御二方どうぞよろしくお願いいたします。

それでは(1)、(2)が終わりましたので、(3)委員席次の決定についてに移りたいと思います。委員席次の決定方法でございますが、特に御意見がなければ、抽選で行いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○各委員

異議なし。

○水産林政部 長谷川副部長

ありがとうございます。それでは席次につきましては、抽選により決定することいたします。抽選方法について事務局から説明をお願いいたします。

○水産業振興課 武山総括課長補佐

それでは事務局からお知らせをいたします。本日、黒川委員が欠席しておりますので、

黒川委員に変わりました、事務局職員がくじを引くことで対応したいと思いますが、いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○水産業振興課 武山総括課長補佐

ありがとうございます。それでは事務局の瀧上主事が引くことで対応したいと思います。

○水産林政部 長谷川副部長

瀧上さんよろしく願いいたします。

○水産業振興課 武山総括課長補佐

それでは抽選方法について御説明いたします。抽選は予備抽選と本抽選の計2回行うことといたします。本抽選に先立ちまして抽選順を決めるための予備抽選を行います。予備抽選のくじはお名前の50音順が早い順に引かせていただきたいと思います。名前をお呼びしますので、順次くじをお引きください。そして次に本抽選を行います。本抽選のくじは予備抽選のくじの結果の番号順に引いていただきます。

本抽選で引いた番号が皆様の席次となりますので、抽選終了後、同じ番号の座席に御移動をお願いいたします。なお、小野寺会長の席次は1番、高橋会長代理の席次は2番と予め決めておりますので本抽選後に、委員の皆様と一緒に指定の席に御移動いただきますようお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

ありがとうございました。では抽選に入ります。まず本抽選のくじを引く順番を決める予備抽選を行います。名前を呼ばれた方はくじ引きをお願いいたします。

○水産業振興課 武山総括課長補佐

五十嵐健志委員。

黒川優子委員。

佐々木宏委員。

佐藤十郎委員。

菅原^{はしめ}元委員。

菅原^{はじめ}元委員。

眞壁一良委員。

棟方有宗委員。

○水産林政部 長谷川副部長

皆様、終わりましたでしょうか。それでは席次を決定する本抽選の方に移りたいと思います。お名前を呼ばれた方は、先ほどと同じ要領でくじ引きをお願いいたします。

○水産業振興課 武山総括課長補佐

菅原^{はじめ}元 委員。

菅原^{はじめ}元 委員。

棟方有宗委員

佐々木宏委員。

佐藤十郎委員。

五十嵐健志委員。

黒川優子委員。

眞壁一良委員。

それでは本抽選が終了いたしましたので、委員の皆様は配布しておりますレイアウト図に記載の番号席へ御移動をお願いいたします。

それでは会長、会長代理ともに決定いたしましたので、小野寺会長及び高橋会長代理より御挨拶をいただきたいと思います。

初めに小野寺会長お願いいたします。

○小野寺会長

前期と引き続いて、また会長職を務めることになりました。私はこれで7期目の任期になります。最初委員になった際、副知事が今の阿部課長の席に座っておられたのを記憶しております。ですので、だいぶ古いわけで24年やって25年目が始まるということです。年齢的にも、この4年間が私の最後の任期になります。なるはずです。もうそれ以上はいくらなんでも無理なので微力とはいえ、なんとか少しでも役に立てればと無い力を振り絞って頑張りたいと思ってます。よろしくお願いいたします。

○水産業振興課 武山総括課長補佐

ありがとうございました。続きまして、高橋会長代理お願いいたします。

○高橋会長代理

私は、内水面水産試験場に3回赴任しまして、今から30年ぐらい前でしょうか。内水面の実態をいろいろ勉強させていただいたんですが、今一番厳しい環境にあると思います。人の問題もありますし、また環境の問題もいろいろあります。そういった厳しい環境ではありますが、会長を補佐しながらやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

次第3の議事の(1)から(3)まで終了いたしましたので、私はここで仮議長を退

任をさせていただきます。以後の進行につきましては、会長をお願いいたします。
円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

○水産業振興課 武山総括課長補佐

それでは、議事（４）「内水面漁場管理委員会の機能と権限について」に移りたいと思います。

会長、議事進行よろしくをお願いいたします。

○小野寺会長

まず、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。今日初めての委員会ですが２番の高橋会長代理と１０番佐藤委員に議事録署名委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議事はお手元の議事次第によって進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

まず、議事の４番目「内水面漁業管理委員会の機能と権利について」これについて事務局から御説明をお願いします。

○水産業振興課 阿部課長

議事（４）「内水面漁場管理委員会の機能と権限について」いうことで、資料１について御説明申し上げます。

まず１ページ目、「内水面漁場管理委員会の機能と権限について」の１委員会設置の根拠でございますが、地方自治法１８０条の５第２項及び漁業法第１７１条第１項の規定に基づきまして、都道府県に内水面漁場管理委員会を置くこととされてございます。

２委員会の所掌事項につきましては都道府県内の区域内の内水面において、水産動植物の採捕、養殖、増殖に関する事項を処理することとされてございまして、具体的には３ページ目から５ページ目にかけて記載されてございます。後ほど御説明申し上げます。

３委員会の構成についてでございます。（２）委員は、内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、水産動植物の採捕、養殖または増殖をする者を代表すると認められる者、学識経験がある者から構成されてございまして、本日の１０名の委員に今後４年間お願いするものでございます。

４任期でございますが、漁業法の規定によりまして、４年間と定められてございます。第２２期の委員の皆様には、令和６年１２月１日から令和１０年１１月３０日までお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

５委員会の会議につきましては（１）定員の過半数の出席がなければ、委員会を開くことができないということとされてございます。（２）会議は会長が招集します。招集にあたっては、予め議事事項、委員会の開催日時、場所を公示しまして、委員会開催日の７日前までに各委員の皆様へ通知することとなっております。

２ページ目をお願いいたします。６会長の互選およびその職務についてでございます。（１）内水面漁場管理委員会に会長を置く。会長は、委員が互選するということで、ただ今会長、会長代理を決めていただいたところでございます。（３）でございますが、会長は会務を総理し委員会を代表するとともに委員会の議長を務めることとなっております。２）では会長が欠けた時、事故がある時は会長代理がその職務を代理する

ということになってございます。

7委員の報酬及び旅費につきましては、「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」の規定に基づきまして、委員会職務に従事いただいた際に、資料にお示しの報酬を支給されるということになってございます。

続いて3ページの1から5ページの10(15)までの事項について担っていただくこととなりますが、主な事項について御説明申し上げます。

3ページ目の1「漁業権の免許について行政庁の諮問機関として答申、建議、認定、申請及び調査等を行う」という項目の(1)内水面漁場計画樹立についての意見、(3)免許申請についての意見とございます。これは内水面の河川湖沼等には第1種および第5種の共同漁業権が設定されてございます。県が漁業権を免許する際には、漁業権の内容、漁場計画等の案を作成することになります。また、漁業権を免許する際には、申請のあった団体に対して漁業権を免許することとなりますが、これらの漁場計画案に対して、申請者に免許して良いかなど、その内容を本委員会に諮問しまして、それに対する意見答申をいただくものでございます。

2「遊漁規則の認可及び変更認可についての意見」でございます。これは、河川湖沼において、先ほど説明いたしました第1種、第5種共同漁業権に設定された上で、漁業を行う際のルールとなる漁業権行使規則、第5種共同漁業権につきましては、一般の方が行う遊漁、釣り等を行う際のルールである遊漁規則も定めることになってございます。遊漁規則は、知事の認可の上で効力を発することとなりますが、そのルールの内容が妥当であるか、予め本委員会に諮問し、意見答申をいただくこととなってございます。

4ページ目をお願いします。一番上の「宮城県漁業調整規則の制定、改廃についての意見」ということで、宮城県漁業調整規則は、海面と内水面における漁業に関するルールや水産動植物の採捕に関するルールが規定されてございます。この規則を制定する時、または変更等を行うという場合は、予めその内容を本委員会に諮問いたしまして、意見答申をいただくこととなってございます。

その下の5(2)でございます。漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限または禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限、その他必要な指示を発動することを担っていただいております。

それ以降、6、7、8、9、10に記載してございますが、ただいま御説明した事項につきまして、主に御審議をいただくことと予定してございます。

続いて6ページから8ページでございます。内水面委員会の関係法規ということで、(1)から順に地方自治法、漁業法に関する本委員会の根本となる条文を記載してございます。

続いて9ページ目から10ページ目でございます。宮城県内水面漁場管理委員会の規程を添付してございます。ただいま御説明した事項と重複する部分が含まれてございますので、後ほど御確認いただければと思います。

内水面漁場管委員会の機能と権限につきましては、簡単ではございますが以上でございます。

○小野寺会長

これについて御意見、御質問ございますか。

なければ4番目の「内水面漁場管理委員会の機能と権限について」はこれで終わりとします。

○小野寺会長

次に、5番目の「第21期委員会からの引継ぎ事項について」を事務局から御説明いただきます。

○水産業振興課 瀧上主事

私の方から資料2「第21期委員からの引継ぎ事項について」を御説明させていただきます。1ページ目、目次といたしまして1令和6年度宮城県内水面漁場管理委員会開催実績・計画、2第21期宮城県内水面漁場管理委員会実績一覧、3委員会指示発動状況について、4全国内水面漁場管理委員会連合会行事について、5その他の内水面漁場管理に関する事項についてを御説明させていただきます。

2ページ目ですけれども、令和6年度宮城県漁場管理委員会開催実績・計画となります。第3回目の12月下旬に行う予定のものを現在行っておりまして、3月に行う第4回をもって今年度は終了となります。

続いて3ページ目、第21期宮城県内水面漁場管理委員会実績一覧になります。2ページから6ページまで続いておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

続いて7ページ目、委員会指示発動状況について御説明していきます。現在、内水面漁場管理委員会において発動している委員会指示が3つございます。1つ目、「鳴瀬堰の上下流で200メートルの採捕禁止に係る委員会指示」ということで、平成元年の8月29日から発動しているものになります。指示の内容としましては、水産動植物の保護培養を図るため、次に掲げる堰堤より上下流200メートルの区域において水産動植物を採捕してはならないというものになります。申し送り事項といたしまして産卵稚仔魚及び産卵の保護培養上、採捕禁止措置が必要な区域については、「宮城県漁業調整規則」によって禁止区域に規定されているのですが、鳴瀬堰は農業用水が必要となる4月から9月の一部期間のみ稼働するという特殊性があることから委員会指示により、期限を付せず堰周辺の採捕を禁止してきたものとなっております。

続いて8ページ目になります。2つ目の委員会指示といたしまして、「オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流禁止に係る委員会指示」となっております。指示期間は、令和4年の4月1日から令和7年3月31日までとなっております。指示の内容といたしましてはオオクチバス、コクチバス、その他オオクチバス属の魚類及びブルーギルを採捕した者は、これらを採捕した水域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究に供する場合は、この限りではないというものとなっております。申し送り事項といたしまして、この委員会指示は、宮城県内水面漁業協同組合連合会からの要望書に基づき発動しているものとなっております。今後、外来魚の現存量及び生態系における在来種の資源回復状況等を勘案しながら指示発動を検討していくものとなっております。なお、こちらにつきましては後ほど審議事項の中でも、詳細を御説明させていただくものとなっております。

続いて9ページ目、3番目の委員会指示として、「コイヘルペスウイルス病のまん延

防止に係る委員会指示」となっております。指示期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、指示の内容として、持出しの禁止と移植の制限、放流等の制限などとなっております。申し送り事項といたしまして、県内でのコイヘルペスウイルス病については、平成16年6月11日に角田市のため池で発生が確認されて以来、平成19年度まで毎年発生している状況がございまして、平成20年度以降は発生が確認されていなかったのですが、平成27年10月23日に七北田川水系で発生が確認されている状況となっております。現在まで発生が確認されていない水域もあることから、委員会指示の継続発動により拡大・まん延防止を図るとともに、今後も国のまん延防止措置・調査研究の成果、県内のまん延状況等を踏まえながら、指示内容の検討などを行うこととしております。こちらにつきましても、後ほど審議事項の中で詳細を御説明したいと思います。

続いて11ページが、4番の全国内水面漁場管理委員会連合会関連行事についてです。今年度の年間スケジュールを示しております。5月から6月にある通常総会でしたり、9月の研修会、10月から11月の各ブロック協議会などに会長が出席しているような状況となっております。連合会役員県についてにつきましては、次期役員への改選が令和7年度に開催される通常総会にて行われまして、本県が所属しない西日本ブロックから会長県と事務担当県を選出するという状況となっております。

続いて12ページです。5「その他の内水面漁場管理に関する事項について」でございます。1つ目として、震災等による漁場環境の変化に対応した増殖事業についてです。平成23年3月11日に発生した、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響を受けまして、依然として県内の8漁協において漁業権対象魚種の出荷制限指示が発動している状況です。内陸部の漁場におきましても、令和元年10月の台風19号の影響によって県内数河川で氾濫、形状の変化が見られ、阿武隈川では現在も河川工事が続き、増殖行為を再開するに至っていない状況です。このような中、令和2年の漁業法改正後、初めての漁業権一斉切替えが令和5年9月に行われまして、震災や大雨災害等による環境の変化に対応する形で、新規1件、内容変更3件、区域拡大3件が免許された状況です。今後、各漁協の増殖事業については、経営状況、放流種苗の確保状況、遊漁者のニーズ等を勘案するとともに、震災や激甚化・多発化する災害の影響に応じた増殖事業のあり方、漁場の使い方について検討を行う必要がある状況となっております。

2つ目の資源保護に向けた取組についてですが、全国的にカワウ被害が依然として甚大であり、県内においてもカワウの被害報告は増加傾向にあります。このような中、県では、令和6年3月に宮城県カワウ適正管理指針―第Ⅱ期―を策定し、10年後までに被害を与えるカワウ個体数を半減させる目標を設定し、今後、内水面漁業者団体、関係部局、市町村との連携をしながら、防除対策や個体群管理に取り組んでいくこととしてございます。また、内水面漁場管理委員会指示でも対応しているオオクチバス等に加えまして、令和5年6月に外来生物法に定める特定外来生物に指定されたアカミミガメやアメリカザリガニ、あゆに被害を与えるミズワタクチビルケイソウなど、多種の外来生物の侵入が本県でも確認されており、在来水産動植物への影響について注視が必要な状況となっております。また、令和2年12月の改正漁業法により、稚うなぎが特定水産動植物に指定されまして、許可漁業等に基づく採捕を行う場合を除き、採捕は禁止されたことから、本県では令和5年12月から知事許可漁業へと移行いたしました。全国的

にしらすうなぎの不漁が続き、価格が高騰する中、本県ではここ数年豊漁傾向が続いており、更なる操業管理体制の整備や密漁対策が課題となっております。

最後にその他といたしまして、宮城県漁業調整規則の改正についてということで、刑法の改正により漁業法や水産資源保護法など「懲役」を定める、関係法律が併せて改正されたこと、また、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことにより、各都道府県の漁業調整規則も改正が必要となっている状況です。こちらにつきましても、後ほど、審議事項の中で詳細を説明させていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に13ページ、宮城県内水面漁場計画漁場図となっております、漁業権を設定している漁場を示している図となっておりますので、御覧いただければと思います。

以上で終わりたいと思います。

○小野寺会長

ありがとうございました。御質問、御意見ございましょうか。

質問等ないようですので、(5)「第21期委員からの引継ぎ事項について」は、これでおしまいとします。

— — — — 議 事 終 了 — — — —

【審 議 事 項】

○小野寺会長

審議事項に入ります。審議事項の1番目は引継ぎ事項の中にありました委員会指示の「コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示（案）について」です。事務局からお願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

お手元の資料3に基づきまして説明させていただきます。

審議事項(1)「コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示(案)」ということで、先ほどの引継ぎ事項にありましており、本県ではコイヘルペスウイルス病のまん延を防止するという目的で、平成16年から委員会指示を継続的に発動しているという状況です。今年発動しました指示の期間が令和7年3月31日で終了するということになりますので、来年、令和7年の4月1日からも継続して発動するかどうかというところにつきまして、今回御審議いただきたいというものでございます。

1ページ目を御覧ください。再三出てきている内容ではありますが、本日、第22期の1回目ということで改めて委員会指示とは、という資料を作っておりましたので、簡単に御説明させていただきます。内水面漁場管理委員会の指示について、1番の委員会指示とはというところですが、漁業法第120条及び第171条の規定によりまして内水面漁場管理委員会は、漁業調整のために必要があると認める時は指示を行うことができるとなっております。その必要と認める時の例としては、箱の中に書いてありますとおりでして、水産動植物の繁殖保護を図ること、漁業権あるいは入漁権の行使を適切にすること、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図ること、その他というも

のが挙げられております。委員会指示の内容の例としては、その下の4つのとおりですけれども、水産動植物の採捕に関する制限または禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の利用に関する制限等が挙げられております。委員会指示でございますけれども、省令あるいは漁業調整規則には、国や県が統一的に規制したり、制限したりするものが当たりますけれども、こういうものには適さない、随時的あるいは局所的な対応が必要な場合に法令を補完する形で、委員会が実質的に漁業調整を行うという意義があるというものでございます。

罰則についてでございますけれども、委員会指示に違反した場合、委員会指示それ自体には罰則を伴う強制力はないということで、都道府県知事の裏付け命令というものを出して初めて強制力を持つというものになってございます。罰則が出るにあたっての流れとしては、委員会指示に従わない者がいた時に、委員会から知事に対してその者に対する裏付け命令の発出を申請いたしまして、これに基づいて知事が裏付け命令を発出ということになります。裏付け命令に違反した場合は、漁業法第191条の規定によりまして、1年以下の懲役または50万円以下の罰金というようなものが科される場合がある、というのが委員会指示の概要でございます。

2ページ目ですけれども、こちらは根拠になります漁業法のうち、委員会指示に関する部分の情報を抜き出したものでございますので、後ほど御覧いただければと思います。

3ページ目でございます。コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示（案）について、概要として1枚にまとめたものでございます。経過につきましては、先ほども引継ぎ事項の中で申し上げましたとおりでございますけれども、平成15年に国内で初めてコイヘルペスウイルス病が確認されて以降、だんだんと拡大いたしまして、国内では平成16年にピークとなっております。これを受けまして、同じ平成16年に宮城県でも初めて委員会指示を発出しております。そしてその年、平成16年に角田市のため池で、本県で初めてコイヘルペスウイルス病が確認されました。その後、平成19年までの間は本県で毎年コイヘルペスウイルス病が発生しておりました。その後は一旦落ち着きましたが、平成27年に8年ぶりに七北田川水系の梅田川で発生が確認されておりそれ以降の発生はございません。2番のコイヘルペスウイルス病の発生状況ということで、本県の発生経過については、平成27年を最後に発生していないということで、別添の資料のとおりということで、後ほど御覧いただきます。本県では、水系ごとに既発生と未発生水域と分けておりますけれども、既発生水域になっておりますのが北上川水系、名取川水系、七北田川水系、阿武隈川水系の4水系となっております。鳴瀬吉田川水系、三陸水系では発生が確認されておりません。3の委員会指示についてですが、本委員会指示につきましては、県内のコイヘルペスウイルス病のまん延防止するために、持出しの禁止、移植の制限、そして放流等の制限を行う内容となっております。平成16年以降、毎年継続して発出されているものでございます。全国的にコイヘルペスウイルス病の発生状況を見ますと減少傾向ではありますが、依然として継続して発生しているという状況でございます。本県では平成27年以降発生していませんが、隣県を見ますと今年も山形県、福島県で発生しております。このような状況の中で、県内では現在まで発生が確認されていない先ほどの三陸水系であるとか鳴瀬吉田川水系というのもありますので、今年度も引き続き委員会指示を発動して拡大まん延防止を図っていきたいと考えているところでございます。具体的な委員会指示の内容につきましては、次

ページ以降で説明いたしますけれども、変更点につきましては、指示をする期間の変更として、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに期間を変更するというように考えております。5の適用除外ということで、やむを得ない理由がある場合には、この委員会指示の持出しの制限などを適用しないということを規定の中に含んでおります。その適用除外をする場合には、委員会の承認が必要となっておりまして、この承認の手続きについては別途手続き要綱というものを定めて実施しているので、こちらも後ほど資料に基づき御紹介いたします。

4ページ目、5ページ目を御覧ください。今回の委員会指示の新旧対照表となっております。左側が新で、右側が旧となっております、下線を引いてあるところが変更点となっております。変更する部分が5ページ目の二の指示をする期間でございますけれども、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。

6ページ目に変更後の委員会指示の案となっております。こちらで委員会指示の内容を御説明させていただきます。一の指示の内容ということで、指示の内容は3つございます。1番、持出しの禁止ということで、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面におきまして、コイヘルペスウイルス病が発生した時はコイを持ち出してはならないとなっております。2番、移植の制限ということで、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められる時、この水域からコイを移植してはならないというものです。3番、放流等の制限ということで、コイを増殖の目的で公共用水面に放流しようという時には、条件付きで認めるということで、その条件について記載している条項でございます。放流しようとするときは、(1)から(3)の要件すべてに該当していることを確認しなければならないということで、(1)が汚染水域由来でないこと、(2)が汚染水域由来のコイと水を介して接点がないこと、そして(3)がPCR検査で陰性が確認されたコイ群であること、この3つすべてを満たした場合に放流してよいということとなっております。それから4番の適用除外ということで1から3までの指示につきましては、内水面漁場管理委員会が特に必要と認めるときは適用しないとなっております。

7ページ目が4の但し書きの適用除外の部分でございます。適用除外を受けるにあたりまして、委員会の承認が必要ということで、承認手続きを制定して処理することとなっております。適用除外を受けようとする時には、第2条のところでございますけれども、委員会に承認申請書というものを出示していただきまして、それを受けて、委員会の中で審議をいたしまして、承認を得ることとなっております。ただ、緊急の場合には委員会を開催せずに、書面により各委員に意見を聴き、全委員の2分の1以上の承認が得られた場合は、委員会の承認が得られたものとするものと定められております。

8ページでございます。承認につきましては、あくまでも委員会で審議いただいて、判断していただくものですが、やむを得ない理由がある場合、PCR検査で陰性を確認するという条件、同じ水系内での持出し・移植であること、その手法としてコイヘルペスウイルス病が他にまん延する恐れがない手法が取られている、このような条件を全て満たした時に委員会にお諮りするという目安を設けてございます。

9ページ目でございますけれども、委員会指示の内容のイメージとなっております。委員会指示の1番に係るところが、一番左側の水系Aでして、コイヘルペスウイルスが確認された水系に関しては、こちらからは持ち出しができないということで、他の水域

に移すこともできない、非適用水面ということで川につながっていない独立した養魚場などにも持ち出すことはできない、家に持って帰ることもできないということになっております。指示2の移植、放流してはならないという部分に関しては、真ん中の水系Bでございまして、コイヘルペスウイルスの疑いがある時は、家への持ち出しは制限されていないのですが、水系外への移植放流はできないとなっております。委員会指示3の放流等の制限、条件付きで放流できますというところでございますけれども、こちらが一番右側の水系Cでございまして、こちらにつきましては、コイヘルペスウイルス病の確認がない水系Cからは条件を満たせば、移植放流が可能というようなことになっております。

10ページ目を御覧ください。こちらが本県のコイヘルペスウイルス病の発生状況をまとめたものでございます。(1)は養殖場等、(2)が天然水域、河川湖沼等ということになっておりまして、表の一番下の平成27年に梅田川で発生が確認されたのを最後に、本県では感染が確認されていないという状況でございます。下の図で網掛けになっているところが既に確認された水域で、白い部分は発生が確認されていない水域となっております。

資料の11ページ目は、農林水産省が毎年発表しております全国のコイヘルペスウイルス病の発生状況でございまして、平成15年以降、令和5年12月までの、全国での発生状況をまとめたものでございます。右から二番目の合計欄を見ていただきますと、だんだん減少傾向になっているというのが御覧いただけるかと思っておりますけれども、一番下の令和5年の合計というところを見ますと、まだ全国で14件の発生があるという状況でございます。

資料12ページ以降は、農林水産省で出しているコイヘルペスウイルス病防疫指針というものでございまして、養殖生産におきましてコイヘルペスウイルス病を防疫するための措置についての指針となっております。養魚場などで発生した場合には、この指針に基づきまして処分であるとか消毒であるとか、そういったところを対策していくというようなことになっております。

説明は以上でございます。今年の委員会指示の継続の発動について御審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○小野寺会長

それでは御質問、御意見はございますか。お願いします。

新しく委員になられた方には初めての話題なので、何かわからないことがあれば、御質問いただければと思います。

○高橋委員

私も基本的には放流はしない方がいいと思いますが、漁協から放流したいというような要望はあるのでしょうか。

○水産業振興課 永木技術主任主査

毎年ヒアリングをさせていただきまして、その中で、はっきりとコイの養殖、放流を

したいというようなお話を聞くことはありません。漁業権の中にコイを含む漁協さんは多数ありますけれども、コイヘルペスウイルス病のまん延防止ということで、今、放流はしていないというような状況でございます。

○高橋委員

分かりました。ありがとうございます。

○小野寺会長

よろしいですか。他にございませんか。

なければ、「コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示（案）について」は原案どおり発動するということによろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

それでは事務局は委員会指示発動の手続きをお願いいたします。

○小野寺会長

続きまして、「オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流禁止に係る委員会指示（案）」について、お願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

資料４に基づきまして内容説明させていただきます。

オオクチバス、コクチバス、ブルーギルは在来魚に食害により被害を与える外来魚でございます。こちらの魚種に関して、再放流いわゆるキャッチアンドリリースを禁止する委員会指示の発動についてでございます。こちらの委員会指示につきましても、平成１６年から継続して発動しておりますけれども、令和４年に発動いたしました委員会指示の期間が、令和７年３月３１日で終了ということで、令和７年４月１日以降も発動するかどうかということで、御審議をいただくものでございます。

１ページ目が全体の概要となっております。経過につきましては記載のとおりで、昭和５５年に県内の角田市において初確認されて以降、県内で年々発見場所も拡大しております。平成元年には３６湖沼でオオクチバスが確認されております。その後の平成１１年に宮城県内水面漁業調整規則の中で移植の制限が定められました。その後、平成１６年に委員会指示が初めて発動されて以降、継続して委員会指示を発動して、再放流の禁止を行っているところでございます。その後、これは国の動きでございますけれども、平成２０年に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に係る法律、いわゆる外来生物法が施行されました。この中で移植放流運搬等が法律で禁止されることになりましたので、この時点で内水面漁業調整規則の移植の制限は削除されたという経過がございます。２番のオオクチバスの本県での確認状況ということで、毎年、内水面漁業協同組合さんを対象にヒアリングを実施しておりますが、以前から確認され

ている河川や湖沼、ため池では引き続き確認されている一方、生息場所が大幅に拡大したとか縮小したとか生息数が大幅に増減はしていないというような状況でございます。また、本県でも、各漁協さん、それから各団体さんが被害を防止するということで積極的に外来魚の駆除という取組をやっていただいております、その状況について後ほど2ページ目以降の資料の方で御説明いたします。4番の委員会指示についてということで、先ほど引き継ぎ事項の中でも御説明ありましたとおり、宮城県内水面漁業協同組合連合会の方から、オオクチバス等の魚食性外来魚の再放流禁止に係る要望書というものをいただきまして、その要望書に基づきまして発動しているという経緯がございます。今回も要望書が提出されております、放流後の再放流については、外来生物法の中で規制がないということで委員会指示による規制を継続的にお願いしたい、という内容で要望が来ているということでございます。5の委員会指示の内容につきましては、後ほど説明いたしますけれども、前回から変更点は日付のみということになっております。6の適用除外ということで、こちらにつきましても、委員会指示の適用除外という条項が設けられておまして、試験研究等で再放流を行う場合には適用しない、ただその場合には委員会の承認が必要ということで、こちらにつきましても承認に関する要綱を定めて対応しているということでございます。

2ページ目以降が、県内での外来魚の駆除の実績ということで、過去3年間の表を載せております。1つ目が花山、それから2つ目はバスではないですけれども外来魚ということで、アメリカザリガニの駆除に関する、3つ目が伊豆沼、4つ目が化女沼ということで、令和5年につきましても4か所で外来魚の駆除を行っていただいております。

5ページ目でございます。こちらが内水面漁業協同組合連合会の方からいただきました、委員会指示の発動に関する要望書でございます。外来生物法の中で外来魚の移植放流が国内全域で禁止されております。ただ一方で、再放流につきましては、法による規制がないということで、委員会指示で制限をしているということで、継続して令和7年4月1日以降も引き続き指示をしていただきたいというようなことが書かれております。

6ページ目が新旧対照表となっております。下線部のところが変更点でございますけれども、2の指示をする期間を令和7年4月1日から令和10年3月31日までに変更しております。

7ページ目が委員会指示の案でございます。指示の内容といたしましては、オオクチバス、コクチバス、その他オオクチバス属の魚類及びブルーギルを採捕した者は、これらを採捕した水域に放してはならない、という内容になっております。指示をする期間が令和7年から令和10年の3年間でございます。

8ページ目がブラックバス等に関する規制のまとめということで、外来生物法の中で飼養や水面から水面への移植等は禁止されていますが、真ん中の適用水面というところに書かれてあるとおり、水系内でその場でリリースするということは、法律で禁止されないということで、委員会指示で禁止するということです。

9ページ目が適用除外に関する承認の要綱になっておまして、こちらの流れにつきましては、先ほどのコイヘルペスウイルス病の適用除外の承認の流れと一緒にございます。申請をいただきまして、委員会で審議をいたしまして、審議の結果、承認されれば

適用除外となるということで、適用除外する場合については、試験研究を行う場合となっております。

10 ページ目がフローと申請の流れの図になっております。

11 ページ目が全国でのブラックバスの再放流禁止に関する委員会指示の発動状況についてまとめた表でございます。全国で本県を含む14都道府県で再放流に関する委員会指示が、発動しているという状況でございます。説明の方以上でございます。

発動に関して御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小野寺会長

ありがとうございました。御質問、御意見等ございませんか。

よろしいですか。

それでは「オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流禁止に係る委員会指示（案）」については原案どおり指示を発動することにいたします。

それでは事務局はよろしくお願いいたします。

○小野寺会長

続いて審議事項（3）「宮城県漁業調整規則の改正について」を上程いたします。

これは県からお願いします。

○水産業振興課 阿部課長

審議事項（3）でございます。宮城県漁業調整規則の一部改正につきまして、御説明申し上げます。資料の5をお願いいたします。

令和4年6月17日に公布されました刑法の一部を改正する法律また、令和6年6月26日に公布されました漁業法および特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、宮城県漁業調整規則についても改正する必要性が生じていることから、今回、漁業法第119条第8項及び水産資源保護法第4条第7項の規定によりまして宮城県漁業調整規則の一部改正について御諮りするものでございます。刑法では、刑事施設、刑務所における受刑者の処遇等の改善充実を図るため、懲役刑と禁錮刑という刑が廃止された一方で、拘禁刑という刑が創設されることになりました。罪を犯して身柄を拘束される懲役刑と禁錮刑、拘留刑というものがございますが、今回、懲役刑、禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設されるというものでございます。また漁業法及び特定水産動植物の国内流通の適正化等に関する法律も併せて改正されてございます。これに伴いまして調整規則の条文も変更する必要があるということから、今回諮問、御審議いただくものでございます。詳細につきましては、担当から御説明申し上げます。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

1 ページ目でございますが、県から内水面漁場管理委員会への諮問文書の写しとなっております。

2 ページが、宮城県漁業調整規則の一部改正の概要でございますが刑法等の一部を改

正する法律及び漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、宮城県漁業調整規則も改正が必要となっているものでございます。改正概要の方を表の方にまとめてございますが、こちらに記載がありますように、(1)の衛星船位測定送信機等の備付け命令というものに関するものと、(2)及び(3)の罰則に関するものとなっております、いずれも形式的な改正となっております。表の下の方の2の改正内容、理由等でございますが、まず(1)衛星船位測定送信機等の備付け命令に関する追記についてでございますが、こちらは海面に関するものですが、漁業法および特定水産動植物の国内流通の適正化に関する法律の一部を改正する法律が施行されまして、それに伴う所用の改正となっております。報告義務に違反したクロマグロが流通したという事案を受けまして、TAC報告の報告事項の追加ですとか、流通の管理体制の強化などが図られてございます。本県規則に関する部分といたしまして、漁船の操業位置を把握するための機器の設置を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない、というものを新たに規定するものでございます。こちらは漁業法に新たにこのような条文が追加されておりますので、本県の規則についても、この部分を新たに追加するような形になってございます。

続きまして3ページを御覧ください。(2)の刑罰名の改正でございますが、課長の説明にもありましたように、刑法の一部を改正する法律が、令和4年6月17日に公布されておりました、施行が来年令和7年6月1日からとなっております。改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役および禁錮を廃止して拘禁刑を創設するものとなっております。該当する条文が本県規則の第65条にございまして、これまで懲役と書かれていた部分が拘禁刑に改められるというものでございます。その下の(3)罰則に関する文言の適正化でございますが、こちらは、軽微な文言の修正になります。両罰規定の対象となっております本県規則の第65条と第66条がございまして、自然人を対象とすることを明確化するために文言の適正化を行うといったものとなっております、国の法令担当部局からの指示で、漁業法も改正が行われておりました、本県規則においても同様の改正を行うものでございます。概要といたしましては規則第65条第1項にあります、「違反した者は」という文言を「場合には、当該違反行為をした者は」という形に改めまして、さらに同項各号中にも違反した「者」という記載がありますが、これを「とき」という形に改めるものです。また、また規則66条につきましても「違反した者」という文言がございしますが、「ときは、当該違反行為をした者」という形に改めるというような改正を行う予定となっております。3のスケジュールでございまして、本日の内容で御承認いただきましたら、来年1月から3月にかけて、水産庁と正式に規則改正の認可手続きを行いまして、その後、県の公報の方に登載するという流れで検討してございます。

また参考といたしまして4ページから5ページに新旧対照表を載せてございます。

さらに、6ページ、7ページが県公報に登載する文案を掲載してございますので、後ほど御確認いただければと思います。

私からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い致します。

○小野寺会長

ありがとうございます。

これについて御質問、御意見はございますか。

○菅原^{はじめ}元委員

第65条第1項の罰則は、拘禁刑の創設に伴って、懲役とかは廃止するという話でしたけど、名前が変わったということだけなのでしょうか。何か別に具体的な変化はあるのでしょうか。

○小野寺会長

お願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

中身も若干変わってございます。懲役の場合、刑事施設での木工とか洋裁とかという刑務作業というものが求められておりまして、1日8時間なりの時間の制約があったのですが、そういった形では受刑者の方の更生が難しく、再犯を犯しやすくなってしまうというところがございます。それらを改善するために、より柔軟に、例えば更生プログラムとかを実施できるような形で法を改正しようというところで、拘禁刑というものができることになったという形でございます。

○小野寺会長

他にございませんか。

もしなければ「宮城県漁業調整規則の改正について」は原案どおりで差支えない旨答申することいたします。

令和6年12月13日付で水振第720号の諮問のあったこのことについては原案どおり、差し支えない旨答申することいたします。

— — — — 審 議 事 項 終 了 — — — —

【報告事項】

○小野寺会長

次は報告事項に入ります。

「令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」を上程いたします。事務局お願いします。

○水産業振興課 深澤技師

東日本ブロック協議会について【概要】と書かれた資料を御覧下さい。まず丸の1つ目に全国内水面漁場管理委員会連合会、これより全内漁管連と省略させていただきますが、全内漁管連の提案活動についてということで記載をさせていただきました。今回御報告させていただきます東日本ブロック協議会はこの全内漁管連の提案活動に関わっ

てくる会議ということで、まずその提案活動について簡単に御説明させていただきます。全内漁管連では毎年6月から7月に中央省庁に対する提案活動を行っておりまして、次年度の提案書の取りまとめに際しまして、毎年8月下旬から9月上旬に全内漁管連から各内水面委員会の方に提案書素案への意見照会があります。この照会に対して、各内水面委員会の方から意見が提出されまして、その結果を今回御報告させていただくブロック協議会及び全内漁管連の方で協議、取りまとめを行いまして、毎年3月に提案書の内容が決定されます。そして翌年度5月に通常総会を行いまして、そこで議決された提案書を持って各省庁に対しまして提案活動を実施するというような流れになっております。続きまして丸の2つ目令和6年度東日本ブロック協議会についてということで、10月に開催された協議会に小野寺会長と深澤の二人で参加しましたので、その概要について説明させていただきます。今年度の東日本ブロック協議会は、令和6年10月31日及び11月1日に山形県の香澄町にあります山形国際ホテルで開催されました。会議の内容について御報告させていただきます。挨拶の内容等については省略させていただきます。議事の内容についてのみ御説明させていただきます。まず、議事の(1)令和6年度提案項目(案)についての、ア第1回漁場管理対策検討会の結果についてということで、資料1-1お配りしている資料の7ページからの資料をもとに、全内漁管連の漁場対策理事より検討会の結果についての報告がありました。次にイ提案項目(案)に係るアンケート調査結果についてということで、資料の1-2お配りしている資料では、32ページからの資料を用いて、山形県内水面漁場管理委員会事務局より各内水面委員会から提出されたアンケートの提出調査結果について報告がありました。次にウ提案項目(案)に係る重点課題集計結果についてということで、資料の1-3お配りしている資料ですと59ページの資料を用いて、山形県内水面漁場管理委員会事務局より集計結果について報告があったほか、この照会については今年より新たに追加された照会事項であったため全内漁管連の方から照会の趣旨についての説明がありました。この照会の趣旨としては、提案項目が多岐にわたっていることから、重要なポイントをわかりやすくするためということでして、ただ、要望項目に優先順位をつけているわけではないということは御了解いただきたいとのことでした。次にエ提案項目(案)の検討及び追加提案項目についてということで、資料の1-4お配りしている資料ですと61ページからの資料を用いて、提案のあった都道府県より説明がありました。まず千葉県からこの提案書は農林水産省や国交省、環境省等の多方面への提案内容であるということから、前書きの方に内水面漁業の働きだったり、役割目指すべき理念等を総括的に記載しますと、その後の提案項目の内容が伝わりやすいのではないかという提案がありました。こちらの提案については、他のブロックの意見も聞きながら、今後、全内漁管連事務局と引き続き相談を続けていくということになりました。次に茨城県から、ミシシippアカミミガメについて令和7年度提案項目の「I 外来魚対策について」の趣旨、およびその小項目の1に追記をしたらどうかという提案がありました。こちらについては、茨城県の提案のどおり、東日本ブロックの意見として提出することとなりました。最後に福島県から、提案書素案のⅢ 魚病対策についての小項目の2のコイヘルペスウイルスに関する提案の冒頭にコイヘルペスウイルス病発生から20年が経過と記載された修正案が出ているが、この記載の仕方だと20年という年数が非常に重要であるというふうに読めてしまうため、コイヘルペスウイルス病から20年が経過し、発生件数が大

幅に減少していることから、というようにつなげた方がいいのではないか、もしくは令和6年度提案文のままでいいのではないか、というような提案がありました。これについては、福島県の方から修正案が2つ示されているため、全内漁管連の事務局の方でどちらの案にするかを検討するものとし、その検討結果については全内漁管連事務局に一任するということになりました。続いて次第5(2)ブロック内照会協議事項についてですが、こちらについては事前照会の段階で各都道府県からの回答がなかったため、特に協議は行われませんでした。続いて議事の(3)全国内水面漁場管理委員会連合会第22期役員についてですが、現在の第21期の役員の任期が令和6年度末までとなっていることから協議が行われまして、令和7年度からの第22期については、岩手県が副会長、茨城県が幹事、福島県、東京都が理事ということで決定をいたしました。続きまして議事の(4)次回東日本ブロック協議会開催県についてですが、今回は千葉県での開催ということで決定いたしました。(5)その他については特に議論はございませんでした。その後研修ということで、水産庁資源管理部管理調整課の鶴澤課長補佐より都道府県漁業調整規則の改正についてということで研修報告があったほか、山形県内水面漁業協同組合連合会の桂参事より、山形県におけるカワウ対策についてということで説明をいただきました。1日目はこの研修をもちまして閉会をいたしまして、翌日には現地視察ということで、山形県内のさけの孵化場2か所を視察したほか、令和6年7月25日からの大雨によって被害を受けた荒瀬川の被害状況について、日向荒瀬川漁業協同組合の後藤組合長よりお話を伺いました。

簡単ではございますが、御報告は以上になります。

○小野寺会長

ありがとうございました。

これについて御質問、御意見の方がありましたらお願いいたします。

御質問ないようですので、「令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」、はこれまでといたします。

— — — — 報 告 事 項 終 了 — — — —

【その他】

○小野寺会長

その他に入りますが、何かございますか。

○高橋委員

うなぎの稚魚について何回かこの委員会で問題になりまして、先ほど菅原委員からも情報があったのですが、南の方ではしらすが非常に取れなくて種苗が不足している一方、房総とかではかなり増えているということです。黒潮が北上してきて、暖かいところのものがどんどん北上しています。ですが、北の方ではあまりそれをとる漁法がなくて、あまり有効活用できていないというのが現状だと思います。それで、全体的に見ると漁獲が落ちこんでいるというのがかなり一般的な傾向かなと思います。このうなぎの稚魚については反社会的勢力の介入は避けなければなりませんけれども、一方では大きな産

業になる可能性もあります。あなごなんかは黒潮に運ばれてきて、石巻湾に大量に着底しています。そういったことから考えると、うなぎの稚魚も黒潮に乗ってどんどん北上してきてますので、石巻湾にうなぎの稚魚が接岸しているのではないかなと思います。実際に北上川などでは、非常に多く見られたという目撃とか、採捕をしたという人の話なんかもあります。ただ、この石巻湾では北上川、鳴瀬川がありますけれども、ほとんどとられてないですね。今後、うなぎの稚魚については許認可の申請というのはあるのでしょうか。

○水産業振興課 永木技術主任主査

しらすうなぎにつきましては、漁業法に定める特定水産動物ということで、厳しく危機管理が行われているところでございます。それをとるに当たりましては漁業権とか、あるいは漁業の許可に基づかないととれないということで、宮城県では知事許可漁業ということで、許可を得た漁協さんだけできるというようになっておりまして、現在は宮城県漁協の仙台支所さん、宮城県漁協の仙南支所さんが許可を受けて毎年実施しているというところでございます。前回の委員会でその許可の申請に当たりましての委員会指示の公示について御審議いただきまして、現在許可を受け付けるべく公示をしているところでございます。許可を受けられる公示枠については2ということで、予定としましてはこちらにこれから先ほどの2支所さんが申請してくる予定でございますけれども、それ以外の漁協さんから現在のところ申請があるという状況ではございません。

○高橋委員

ありがとうございます。

これについては、かなり潜在的な資源として考えられると思います。もちろん反社会的勢力というのは十分注意しなければなりませんけれども、できるだけ調査していただいて実際にデータを集めて、新たな産業を目指すということも考えた方がいいのではないかと思います。現在たくさん川から上っても、それを生育できる場所というのは非常に少ない状態です。昔は沼がいっぱいあって、そこで沢山生育をしたのですが、今、沼はほとんどありません。川の生育場は非常に限られているということがあって、せっかく接岸しても、それが全く利用されないということになってしまいます。全国的には非常に資源が減少しているので、これを活用することによって全国的な養鰻業にも活用できるし、また新しい産業になればかなり大きな収入にもなるのではないかと思います。すぐというわけにはいきませんが、検討していただいて今後の方法を考えておいた方がいいのかなと思います。この点いかがでしょうか。

○水産業振興課 阿部課長

しらすうなぎにつきましては、南のほうで減少していて、暖水傾向によって北上しているという委員の話は前回も伺ったところでございますが、一方で先日、亶理地区の運営委員長さんに参加してもらった密漁対策協議会の中で、亶理地域のしらすうなぎの採捕状況についても御意見もらいましたが、南の方から、不審な方がいっぱい阿武隈川の方に来て、夜に採捕していると怖い目に遭う、南の方から北上してきて現場で現金払いで買ってとってもいいよというような、そういう状況もあるようです。宮城県内の河川

に、しらすうなぎが遡上してくるのであれば、自県産のうなぎっていうのを増やしたいなと思っておりますが、しらすうなぎの採捕につきましては、今すぐに、どうするという答えが導き出せる状況ではありませんので、内水面の組合さんの話も聞きながら、例えばとるのが良いのか、とってその上流やため池に再放流するっていうようなやり方がいいのかそのあたりを意見交換しながら対応していきたいなと考えます。

○高橋委員

どうもありがとうございます。データがない中で、なかなか議論しづらいところなので、できましたら、何かしらの形でデータ化していただけるといいかなと思いますがその辺も含めて御検討いただければと思います。

○小野寺会長

他にございませんか。

○水産業振興課 武山総括課長補佐

それでは事務局から次回の内水面漁場管理委員会の開催日程についてお知らせいたします。次回の委員会の開催ですけれども、来年3月下旬を予定しております。開催日時などは確定し次第、御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○小野寺会長

その他ございませんか。

なければ本日予定しておりました議題は、以上で全て終了いたしましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。

○水産業振興課 武山総括課長補佐

小野寺会長ありがとうございました。以上をもちまして、令和6年度第3回内水面漁場管理委員会の一切を終了いたします。

皆様、ありがとうございました。

－ － － － 委 員 会 終 了 － － － －

《議決（決定）事項》

議題

議 事

- (1) 会長の互選について
- (2) 会長代理の互選について
- (3) 委員席次の決定について
- (4) 内水面漁場管理委員会の機能と権限について
- (5) 第21期委員からの引継ぎ事項について

審議事項

- (1) コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示（案）について
- (2) オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流禁止に係る委員会指示（案）について
- (3) 宮城県漁業調整規則の改正について

報告事項

令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

小野寺秀也

署名委員

高橋清孝

署名委員

佐藤十郎

書 記

深澤航太